

くらし

固定資産帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧ができます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

縦覧内容	手数料	場所	期間	対象				
<table border="1"> <tr> <th>家屋</th> <td>所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格</td> </tr> <tr> <th>土地</th> <td>所在・地番・地目・地積・価格</td> </tr> </table>	家屋	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格	土地	所在・地番・地目・地積・価格	無料(価格等縦覧帳簿の写しは交付しません)	税務課または各支所 ※支所では当該町のみ縦覧可。 他町の縦覧はできません。	4月1日(金)～5月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分 ※土日、祝日は除く	三豊市に固定資産税を納税している人(納税管理人として納税している人を含む) ※土地のみを所有している人は、家屋の縦覧ができません。同様に、家屋のみを所有している人は、土地の縦覧ができません。 ※代理人が縦覧するときは、委任状が必要です。
家屋	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格							
土地	所在・地番・地目・地積・価格							

4月から固定資産帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧ができます。
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
自分の所有する土地や家屋の価格と比較するため、市内の他の土地や家屋の価格を見ることが出来ます。



縦覧内容	手数料	場所	期間	対象				
<table border="1"> <tr> <th>借地人・借家人</th> <td>借りている土地または家屋の課税台帳</td> </tr> <tr> <th>納税義務者</th> <td>所有する資産の課税台帳</td> </tr> </table>	借地人・借家人	借りている土地または家屋の課税台帳	納税義務者	所有する資産の課税台帳	1件300円 ※4月1日～5月2日の縦覧期間中は無料(コピーが必要な場合は1枚10円)	税務課または各支所 ※土日、祝日は除く	午前8時30分～午後5時15分 通年	固定資産税の納税義務者または借地人・借家人(賃貸借契約書が必要)、代理人(納税義務者の委任状が必要)
借地人・借家人	借りている土地または家屋の課税台帳							
納税義務者	所有する資産の課税台帳							

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認できます。

2022年 紫雲出山 桜シーズン 交通規制のご案内

桜シーズン期間 3月26日(土)～4月11日(月)

桜が咲く紫雲出山の山頂付近には、限られた駐車スペースしかありません。来場者数の入場を制限するため、昨年に引き続きオンラインで事前予約を行った車両のみ入山できます。

- オンライン事前予約制で、入場制限**
来場者の密集を避けるため、予約時間帯ごとにグループを分け、交代制で山頂へご案内します。
- マイカーで三密回避**
事前予約を行ったマイカーのみ通行を許可することで、家族・親しい人などの単位で行動でき、来場者の密集を避けられます。

予約開始日 3月上旬頃(予定)
オンライン予約先 三豊市観光交流局 ホームページ

※桜の開花状況、新型コロナウイルス感染拡大状況により、内容を変更する可能性があります。
その他の交通手段や詳細、最新情報については、三豊市観光交流局のホームページでご確認ください。

▶問い合わせ 三豊市観光交流局 ☎56-5880 (火曜日休館)

お知らせ

3月27日と4月3日の日曜日は開庁します

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

日曜開庁日	業務一覧	開庁日
住民票・戸籍など	<ul style="list-style-type: none"> 住民異動届の受け付け 住民票の写し、戸籍などの証明の発行 印鑑登録、印鑑登録証明の発行 国民年金の手続き マイナンバーカードの申請および交付(要予約) 	3月27日(日) 4月3日(日)
税務	<ul style="list-style-type: none"> 各種納税証明の発行 市税の納付 	午前8時30分～午後5時
保険・福祉	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療の手続き 障害者手帳の手続き 児童手当、児童扶養手当の受け付け 	
教育	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の児童、生徒の転出、転入の受け付け 	

※水道に関する諸手続きについては、県広域水道企業団西讃ブロック統括センターお客さまセンター(☎25-5211)までお問い合わせください。

開庁場所 三豊市役所 本庁舎1階(市民課ほか)
※住所や氏名の変更手続きの際には、「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」を忘れずにお持ちください。

くらし

軽自動車税(種別割)は4月1日に課税されます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075
軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122

種類	受付窓口
<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用など) 	税務課 または各支所
<ul style="list-style-type: none"> (126cc以上) 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車 	四国運輸局 香川運輸支局
<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車(二輪を除く) 	軽自動車検査協会香川主管事務所

原付・バイク・軽自動車などの異動手続きは4月1日までに
原付や軽自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。対象となる人は、4月1日(金)までに異動の手続きをしてくださいます。
農耕用を含む小型特殊自動車についても手続きが必要です。

対象
・他人に車を譲った人
・廃車にした人
・車両を新たに所有した人
・住所が変わった人

受付場所